

毒 殺

——その行為、犯人、被害者——

は し が き

後 藤 正 弘

これは、ルフテルハント叢書（刑法、刑訴、犯罪学）第九卷の「毒殺、その行為、犯人、（被害者）クラウス・ウンルー（法学博士、検事）一九六五年著の抄訳である。

本書に於てウンルーは単に毒殺のみならず、殺人罪一般を包括的に論じ、殺人の哲学的意味から犯罪学上の意味まで広く論じているが、その重点は犯罪統計学的に殺人罪一般と毒殺を分析し、殺人殊に毒殺の本体を明らかにしようとしている点にある。したがって本書の中心はそれらの統計にあるが、注意しておかねばならないことは、ウンルーがこれを書いたのは一九六五年であるにもかかわらず、これらの統計は主に一九二八年から一九三三年迄の犯罪統計を使っていることである。これはウンルーの説明によれば、

一、一九三四年以後は一九三三年のヒットラーの政權奪取によりドイツはファシズム体制に入り殺人件数は

1929年	69人	殺人犯数(表1)
1930	90	
1931	94	
1932	100	
1933	163	
1934	319	

と激増して居り、その後この傾向は更に強まったので殺人犯毒殺犯の一般的基準とし難い。

二、毒殺を謀殺 Mord とするか、故殺 Totschlag にするかについての法令変更があった。

とされているが、更に第二次大戦以後は東西ドイツの分裂があったことが、ドイツの最近の統一的統計を採り得ない理由となつて居るのであろう。しかしこの不備の点については部分的に一九四五年——一九四八年のハンブルクにおける権限剝殺人統計とか、ルドコウスキー、フレンケル、ヤコブス等の戦後の犯罪統計を所々に引用してこれを補っている。

殺人手段としての毒物——他の手段との比較

一九二八年——一九三三年	被害者から見た数字
殺	76
殺	62
殺	49
殺	35
殺	33
殺	13
死	1
殺	1
死	1
これらの併用	47
	318

右によれば毒殺は第五位にある。

(表3)

	上記期間における加害者より見た数字
殺	68
死	55
死	55
死	26
殺	24
殺	11
死	1
殺	1
死	1
上記の併用	46
	288

毒殺は第三位になる。

ルドコウスキの統計では毒殺は第二位にある。

(表4)

	ルドコウスキ	フレンケル	ヤコブス
射毒	18	76	134
毒撲	12	3	12
刺絞	10	31	112
餓墜	7	46	44
溺殿	2	31	59
落	2	—	—
併用	1	—	—
不明	1	—	4
これらの併用不明	—	14	—
不	9	—	—
	4	15	31
	66	216	396

毒 殺

毒殺が他の手段による殺人に比べて特殊性があることは確かである。毒物の歴史は古く既にBC三八四年——三二二年にアリストテレスが、砒素について述べている。しかし後には毒物学は東洋で発達し西洋特にイタリアに拡まった様である。そして当初は魔術と結合され一般人には行われず、一般人によって用い出されたのは自然科学の知識が広まった後からである。この魔術と結び付いて考えられることが毒殺の被疑者が一般に高慢で野心的だなどと思われやすい理由であろう。この様な見方は不合理である。

毒殺の場所（普通殺との比較）一九二八年—一九三三年

（表5）

場 所	殺人一般	毒殺以外の殺人
I 室内	156	131
内 訳		
居室・台所・寝室	117	93
地下室	2	2
廊下・玄関	2	2
店舗	4	4
工場	2	2
事務室	4	4
納屋	13	13
留置場	4	4
自動車	5	5
汽車	2	2
飲食店	128	127
II 野 外		
内 訳		
森林	41	40
水上または河岸	30	30
路上	23	23
牧場・公園	18	18
人家の近辺	10	10
駅構内	5	5
埋立地	1	1
	284	258

毒殺の場合には射殺や斬殺とは異なり身体に外傷を生ぜしめず血を流すこともない。また加害者が暴力を加えることもないので毒殺の特徴は受動的であるとも云い得るであろう。他の殺人がすべて能動的であるのに較べて、この点は特記さるべきことである。

（ドイツ法は毒殺を普通殺より特に重く罰しているので上記の点が問題なのである）

毒 殺

(表8) 日 時				(表6) 毒殺の場所			
日	殺人一般	特別殺	毒 殺	場 所	加害者	被害者	
月曜日	39	36	3	I 室 内	25	32	これを毒殺のみについて見ると、事情は大分異なる。
火曜日	32	30	2	内 訳			
水曜日	46	45	1	一般室内(居室・ 台所・寝室)	18	25	
木曜日	38	33	5	被害者の室内	6	6	
金曜日	36	32	4	飲食店	1	1	
土曜日	63	56	7	II 野 外			
日曜日	55	51	4	森 林	1	1	
不 明	13	6	7				
	322	289	33		26	33	

(表9) 時 刻				(表7) 時 期				毒殺の時期、時間、日時、時刻
時 刻	殺人一般	特別殺	毒 殺	月	殺人一般	特別殺	毒 殺	
0—2時	26	25	1	一月	34	30	4	
2—4	14	14	—	二月	23	22	1	
4—6	6	6	—	三月	25	19	6	
6—8	15	15	—	四月	27	24	3	
8—10	15	14	1	五月	28	26	2	
10—12	24	21	3	六月	26	24	2	
12—14	16	16	—	七月	25	21	3	
14—16	13	12	1	八月	26	23	3	
16—18	21	20	1	九月	28	24	4	
18—20	43	42	1	十月	19	18	1	
20—22	44	40	4	十一月	32	30	2	
22—24	57	51	6	十二月	28	26	2	
不 明	28	13	15					
	322	289	33		321	288	33	

(表10) 殺人一般

年 令	男 女		男				女				
			独身	既婚	死別	離婚	独身	既婚	死別	離婚	
15才	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—
16	6	6	5	—	—	—	1	—	—	—	—
17	6	6	6	—	—	—	—	—	—	—	—
18	8	8	8	—	—	—	—	—	—	—	—
19	18	18	18	—	—	—	—	—	—	—	—
20	21	18	3	18	—	—	—	3	—	—	—
21—24	82	82	—	65	17	—	—	—	—	—	—
25—29	55	51	4	28	21	1	1	1	3	—	—
30—39	46	39	7	12	24	1	2	—	7	—	—
40—49	40	28	12	2	25	—	1	—	11	1	—
50—59	8	5	3	1	3	—	1	—	—	2	1
60—69	2	2	—	—	2	—	—	—	—	—	—
15—69	293	263	30	164	92	2	5	5	21	3	1

(表11) 毒殺以外の殺人犯

年 令	男 女		男				女				
			独身	既婚	死別	離婚	独身	既婚	生別	離婚	
15才	1	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—
16	6	5	1	5	—	—	—	1	—	—	—
17	6	6	—	6	—	—	—	—	—	—	—
18	8	8	—	8	—	—	—	—	—	—	—
19	18	18	—	18	—	—	—	—	—	—	—
20	21	18	3	18	—	—	—	3	—	—	—
21—24	79	79	—	63	16	—	—	—	—	—	—
25—29	50	46	4	25	19	1	1	1	3	—	—
30—39	37	36	1	12	21	1	2	—	1	—	—
40—49	34	26	8	2	23	—	1	—	7	1	—
50—59	5	4	1	1	2	—	1	—	—	1	—
61—69	2	2	—	—	2	—	—	—	—	—	—
15—69	267	249	18	159	83	2	5	5	11	2	—

ウソルは普通殺も毒殺も土曜日に最も多く行われているのは被害者が週末に開放的気分になり警戒心を少くすることに
よるであろうとしている。同様に毒殺が二二時—二四時に最高に達するのは十八時から二十時頃なされる夕食の際に毒が盛
られ、それが一、二時間後に効力を現すからであろうとしている。

毒殺犯の年令、性別、家族状態

毒 殺

(表12) 毒 殺 犯

年 令	男 女		男				女				
			独身	既婚	死別	離婚	独身	既婚	死別	離婚	
15才	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21-24	3	3	-	2	1	-	-	-	-	-	-
25-29	5	5	-	3	2	-	-	-	-	-	-
30-39	9	3	6	-	3	-	-	6	-	-	-
40-49	6	2	4	-	2	-	-	4	-	-	-
50-59	3	1	2	-	1	-	-	-	1	-	1
60-69	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15-69	26	14	12	5	9	-	-	-	10	1	1

セントであるが、毒殺犯では男性五三・八五パーセントに対し女性四六・一五パーセントに達している。これだけ見ると毒殺は女性特有の犯罪の観がある。

しかし更によく考えて見ると必しも右の様には云えない。それは殺人一般や特に毒殺以外の殺人罪は能動犯であり体力を必要とする。

その結果男性では殺人は十九才で既に高率に達し二一才―二四才で最高率に達するに對し、女性では、大体に於て二五才

年令については毒殺以外の殺人が十九才から激増し二一才―二四才で最高率に達するに對し、毒殺は二一才―二四才で始めて現れ三〇才―三九才で最高率に達し、それからは減少するがその減少度も他の殺人犯より緩かなカーブを画いている点が注目される。その理由については他の殺人罪は体力を要する能動的犯罪である為青少年期に最高に達するに對し、毒殺は知能を要する上に、体力を必要としない受動性犯罪のため壮年期に最高に達すると思われる。また比較的老年に達しても可能である為、減少率が比較的緩かになると考えられる。

性別に関しては、古來毒殺は女性特有の犯罪であるという見解があつた。これは事実であろうか。

殺人一般では前記の表に示すように男女の比率は男性八九・七六パーセントに對し女性一〇・二四パーセントであり、毒殺以外の殺人では男性九三・二六パーセント、女性六・七四パー

—二九才から始まり、四十才—四九才で最高率に達しているのである。このことは女性の体力の問題が男性より劣っていることを物語ると同時に四十才代で最高に達することは女性の更年期と関係があると考えられる。そしてこの四十才—四九才という女性の殺人最高率の時期には男性の方は前記の毒殺以外の殺人の表で見れば最盛期（二一才—二四才）の七九人から二六人に減少しているのである。毒殺は前述の検に三十才—三九才で最高率になる犯罪である。

したがって毒殺犯人の性別を論ずる場合、既にその頃は最高率の三分の一に下っている男性と、その頃最高率に達する女性をそのまゝ、ま対比すれば毒殺犯人の男女の比率で女性の率が著しく高くなり、前記の毒殺犯の表に示す様に男性十四人に対し女性十二人と殆ど同率になり三十才台や四十才台では女性犯が男性犯を凌ぐ様な現象を生ずるわけである。しかしこれは毒殺の受動性とその他の殺人の能動性という事、ならびに男女間の体力差から生じたことなのであって、女性が特に毒殺という残酷、陰險な犯罪を好むからというわけではない。したがって「毒殺は女性特有の犯罪である」という古くから云われている観念は必しも正しくはない。

家族状態について、前記の表の毒殺犯についてのみ見ると、

男性は独身者が三五・七一パーセント、既婚者が六四・二九パーセントであり、離婚者と死別者は共に〇である。女性は独身者は〇であり、既婚者は八三・三四パーセント、離婚者と死別者は共に八・三三パーセントである。これにより明らかな様に毒殺犯の場合は男性女性共に既婚者の占める割合が最も高い。（毒殺以外の殺人犯の場合では独身者が一位、既婚者が二位であり、女性では既婚者が一位、独身者が二位であつて、毒殺犯の場合と異っている。）

この原因として考えられることは第一に婚姻によつて夫婦間の対立関係が生ずることである。第二の理由としては毒殺には加害者被害者相互間に或る種の信頼関係があることが必要であり、毒殺犯は相手の信頼を利用し、これを裏切つて毒殺するのである。そしてまた毒殺の時間と場所のリストで見られた様に毒殺は一般に外界から遮断された場所——通常は被害者との共同住宅内で行われることが最も多い。この二つの条件を充たすものは夫婦関係であり、これが毒殺が既婚者によつて

最も多く行われる理由である。

殺人犯の職業

(表13)

職 業	殺人一般	毒殺以外 の殺人	毒 殺
A 農林業	113	107	6
内 訳			
自 営	21	18	3
使用人	92	89	3
B 工業, 手工業	115	104	11
内 訳			
自 営	86	83	3
使用人	29	21	8
C 商業, 運輸業	38	35	3
内 訳			
自 営	17	14	3
使用人	21	21	—
D 公務員, 自由業	7	3	4
E 家事労働者	3	2	1
F 賃労働者	13	13	—
G 青少年	—	—	—
H 失業者, 未亡人等	4	3	1
I 学 生	—	—	—
合 計	293	267	26

殺人犯の職業について観察すると、前表の様に殺人罪一般と毒殺以外の殺人罪では農林業者と、工業、手工業従業者が他の職業に比し断然高率を占めている。これはこの二つ職業従業者が単純労働者が多い為、暴力犯である前記の犯罪を犯すものが多いのである。このことは農林業と商業・運輸業に於て自営者より使用人の方が犯罪率が高いことによつても証明される。(但し工業、手工業ではこれと反対になっている。)

他の殺人罪と全様であるが、他の職業との差はそれ程大きくはなく、第三位を占めるのは公務員・自由業である。これは毒殺が知能犯であることを示すものであり、賃労働者に全く毒殺犯が出ていないこともこれを証明するものであろう。

・手工業と農林業が一、二位を占めていることは毒殺犯の場合これらと少し事情が異なる。工業

(表14) 殺人一般(被害者)

年 令	性 別			家 族 状 態							
	男 女			男				女			
				独身	既婚	死別	離婚	独身	既婚	死別	離婚
0-1	13	5	7	5	-	-	-	7	-	-	-
1-9	29	11	18	11	-	-	-	18	-	-	-
10-19	34	9	25	9	-	-	-	24	1	-	-
20-29	85	26	57	22	4	-	-	35	19	-	3
30-39	45	19	24	6	13	-	-	5	18	-	1
40-49	41	27	13	2	25	-	-	3	6	3	1
50-59	33	14	17	1	10	1	2	3	12	2	-
60-69	31	16	15	1	10	5	-	-	9	6	-
70-×	10	5	4	-	3	2	-	-	-	4	-
0-×	321	132	180	57	65	8	2	95	65	15	5
不明	1	9	1	(9)		(1)	
合 計	322	141	181	(141)		(181)	

被害の年令、性別、家族状態

(表15) 毒殺以外の殺人(被害者)

年 令	性 別			家 族 状 態							
	男 女			男				女			
				独身	既婚	死別	離婚	独身	既婚	死別	離婚
0-1	5	2	2	2	-	-	-	2	-	-	-
1-9	23	7	16	7	-	-	-	16	-	-	-
10-19	34	9	25	9	-	-	-	24	1	-	-
20-29	81	26	53	22	4	-	-	35	16	-	2
30-39	40	17	21	6	11	-	-	5	15	-	1
40-49	37	25	11	2	24	-	-	3	5	2	1
50-59	33	14	17	1	10	1	2	3	12	2	-
60-69	26	13	13	1	9	3	-	-	9	4	-
70-×	9	4	4	-	2	2	-	-	-	4	-
0-×	288	117	162	50	60	6	2	83	58	12	4
不明	1	9	1	(8)		(1)	
合 計	289	126	163	(126)		(163)	

毒 殺

(表16) 毒殺の被害者

年 令	性 別		族 家 状 態								
	男	女	男			女					
			独身	既婚	死別	離婚	独身	既婚	死別	離婚	
0—1	8	3	5	3	—	—	—	5	—	—	—
1—9	6	4	2	4	—	—	—	2	—	—	—
10—19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20—29	4	—	4	—	—	—	—	—	3	—	1
30—39	5	2	3	—	2	—	—	—	3	—	—
40—49	4	2	2	—	1	—	—	—	1	1	—
50—59	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
60—69	5	3	2	—	1	2	—	—	—	2	—
70—×	1	1	—	—	1	1	—	—	—	—	—
0—×	33	15	18	7	5	2	—	7	7	3	1
不 明	—	—	—	(1)	—	—	—	—	—
合 計	33	15	18	(15)	—	(18)	—

とが特徴である。毒殺の場合は犯人としては男女共に青壮年層が多いのに対し被害者としては男性では幼児と老人、女性では幼児と若い婦人が最も多く犯人の年齢層と全く異なっている。

このような現象の説明としては次の様に云われる。毒殺以外の殺人——主として暴力犯では男性の場合犯人としても被害者としても二十才前後の者が多いのは、犯人は身体的に最も強壮な時期にあり、また一般に犯人の暴力は被害者側の強い抵抗を生ぜしめる傾向がある為被害者側も青少年層が多いのである。女性の場合被害者として若い婦人層が多いのも右と同様

(表17)

		毒殺以外の殺人	毒 殺
犯 人	男	21—24才	25—29才
		25—29	30—39
	女	40—49才	30—36才
		25—29	40—49
被 害 者	男	20—29才	1—9才
		40—49	60—69
	女	20—29才	0—1才
		10—19	20—29

年齢及び性別について犯人と被害者数を比較してみると、第一位と第二位は

なことが云われるが、性的動機が大きな理由となつていふと思われ。

毒殺では加害者の年齢層は他の殺人と異ならないが、被害者に幼児と老年が多いのは、毒殺が秘密裡に行われることと、犯人を信頼している為、に殺害される傾向がある為であり、痛ましい現象である。

被害者の家族状態では毒殺以外の殺人犯では

男性 独身 四二・三八パーセント

既婚 五〇・八五パーセント

女性 独身 五四・三二パーセント

既婚 三五・八〇パーセント

であり離婚者、死別者ではその割合はごく少い。

これらの説明としては、男性独身者に二十才台の者が多く前述の様に抵抗力も強い為、被害を受けることが多いと云われる。男性既婚者は四十才台のものが多く、これは結婚生活が不対立の原因をなしているものと考えられる。

女性被害者は十台及び二十台の独身者が数的にもパーセンテージでも圧倒的に多いのは、前述した様に性的関係からであると思われ、既婚者は二十台から五十台まで可なり高い比率を示しているのは結婚生活の影響であろう。特に二十台が最も多いのはこれら二つの理由が重なり、若い夫婦間が不和になっている時配偶者が相手方を殺害することが多いからである。

毒殺被害者については

男性 独身 五〇パーセント

既婚 三五・七一パーセント

女性 独身 三八・八九パーセント

既婚 三八・八九パーセント

(表19)

となつてゐるが双方共に相当数の嬰児殺、幼児殺を含んでゐるから特に独身者が多いとは云えずこれを除けば既婚者が各年令層に男女共平均的に被害者となつてゐるといい得る。すなわち前述した表にある様に九才以下の子供を除けば、毒殺の被害者は独身者にはなく、男女共にすべて既婚者であり、これに少数の死別、離婚者を含んでゐるにすぎない。これは婚姻が毒殺の原因となり易い二つの事情をもつからである。

一つは婚姻という共同生活が不和の限界の状態を生ぜしめることがあるためであり、第二はそれにもかかわらず婚姻生活は相手にまさか毒を盛られはしまいという楽観的信頼感を持たせるからである。配偶者以外の家族の毒殺についてもこれは同様である。

毒殺犯の動機

前述の殺人統計はそこに挙げた三三件の毒殺犯の動機として次のものを挙げている。

(表20)

嫌厭、倦怠	12
相続問題	9
嫉妬、復讐、争斗	4
扶養義務を逃れる為	6
強姦	1
犯行の陰匿	1
安楽死	1
承諾殺	1
被害者への同情	1
計	36

動機の数に犯罪数の三三より多いのは二つにまたがるものがある為である。

しかし、犯罪学的には上記の動機は次の四種とすべきである。

動機を左の様に分類し利欲殺をG、争斗殺をK、犯行隠匿殺をSi、性的殺人をSeと略記すれば、毒殺罪の基本形態は次表の様になる。

(表21)

利欲殺 Gewinnmord 一七件
 争執殺 Konfliktsmord 一四件
 犯行隠蔽殺 Sicherungsmord 二件
 性的殺人 Sexualmord 一
 計三三件

(表22) 毒殺犯の基本形態

	年		令		性				別			
	犯	人	被	害	犯	人	被	害	犯	人	被	害
0-1	-	-	3K	5G	-	-	2K	1G	-	-	1K	4G
1-9	-	-	3K	3G	-	-	2K	2G	-	-	1K	1G
10-14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15-19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20-24	-	3G	-	-	-	3G	-	-	-	-	-	-
25-29	5K	3G	2K	1G	5K	3G	-	-	-	-	2K	1G
30-39	4K	9G	3K	2G	1K	5G	1K	1G	3K	4G	2K	1G
40-49	5K	-	2K	1G	1K	-	1K	-	4K	-	1K	1G
50-59	-	2G	-	-	-	1G	-	-	-	1G	-	-
60-69	-	-	1K	4G	-	-	1K	2G	-	-	-	2G
70-X	-	-	-	1G	-	-	-	1G	-	-	-	-
0-X	14K	17G	2si	2si	7K	12G	7K	7G	7K	5G	7K	10G

毒殺被害者の犯人との関係

(表23)

関 係	小 計			男			女		
家 族、親 戚	12K	15G	1si	7K	7G	-	5K	8G	1si
内 訳									
夫 婦	6K	1G	1si	3K	-	-	3K	1G	1si
しうと、しうとめ	-	3G	-	-	2G	-	-	1G	-
継 父 母 子	-	1G	-	-	1G	-	-	-	-
実 私 生 児 族 子	5K	1G	-	3K	-	-	2K	1G	-
姻 生 族 子	-	5G	-	-	1G	-	-	4G	-
姻 族 子	-	2G	-	-	1G	-	-	1G	-
姻 族 子	-	1G	-	-	1G	-	-	-	-
婚 約 者	1K	1G	-	1K	1G	-	-	-	-
第 三 者	1K	-	-	-	-	-	1K	-	-
内 訳	1K	2G	1si	-	-	1si	1K	2G	-
判 明 し た 者	1K	2G	1si	-	-	1si	1K	2G	-
不 明	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	14K	17K	2si	7K	7G	1si	7K	10G	1si

表二二が毒殺の基本形態を示すものであり前述した様な男女間の年令配分により、また動機として利欲殺、争斗殺が多いことが判る。

さらに毒殺は他の一般犯罪や他の種の殺人罪と異り、犯人と被害者間に何等かの関係がある事が特徴であり、表二三が示すように三三件中第三者を殺したのは四件に過ぎない。

故に大半の毒殺は家族内や親族内で行われる傾向がある為、毒殺は一定の犯行状況 (modus operandi) を要する。被害者に接近し得ること、毒薬の知識があること、自己の犯行であることを匿し得ること等である。また犯人と被害者の関係が親子や夫婦の様に非常に密接である場合には、心理的に暴力を用いての殺人は行われ難く、その代りに毒殺の方法が採られ易い。それは近親関係に於ては相互に信用関係があり、これを裏切るとは犯人にとつても羞恥心を生ぜしめるのでその犯行を秘密裡に行う傾向があるからである。それ故に毒殺は主として犯人と近親関係者間に生ずる犯罪であり、必しも犯人の性格——危険性——により一方的に行われぬ。それは犯人の毒殺の知識、被害者との信頼関係を利用する知恵、共同

住宅被害者に信頼される程度の精神的成熟等を要する。
結論的に云えば家族、近親者間の犯罪 (Familien und Gruppenverbrechen) と見るべきである。